

答申書

1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○（以下「審査請求人」という。）が令和 2 年 4 月 26 日に提起した処分庁（山形県知事）による養育里親及び養子縁組里親として登録しない処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人

処分の理由が児童福祉法第 34 条の 20 第 3 号に該当するためとされ、処分庁の弁明書には、平成 29 年 3 月から平成 30 年 5 月に〇〇市に相談し発言した内容に、子に対する行為に心理的虐待に相当する行為があったとあるが、意見の行き違いによるものであり、子供への虐待は一切していないことから、本件処分の取消しを求める。

(2) 審査庁

審理員意見書にあるとおり、本件処分は、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求は、棄却されるべきである。

3 審理員意見書の要旨

(1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

(2) 審理員意見書の理由

ア 審査請求人が実子に対して行った行為が里親の欠格事由に該当するか否かについて

(ア) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児童福祉法」という。）第 34 条の 20 第 1 項に養育里親及び養子縁組里親の欠格事由が定められており、同項第 3 号において、「児童虐待の防止等に関する法律第 2 条に規定する児童虐待（中略）その他児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者」は、養育里親及び養子縁組里親になることができないとされている。

(イ) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 2 条に児童虐待が定義されており、同条第 1 項第 4 号において、「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応（中略）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」が児童虐待の一つに定め

られている。

- (ウ) 子ども虐待の定義については、「子ども虐待対応の手引き」（平成 25 年 8 月 23 日付け雇児総発 0823 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知別紙。以下「子ども虐待対応の手引き」という。）に具体的に例示されており、心理的虐待として、「ことばによる脅かし、脅迫など。」「子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。」「子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。」といった行為が例示されている。
- (エ) 山形県中央児童相談所等が調査において確認した審査請求人の行為は、児童虐待防止法及び子ども虐待対応の手引きに照らして、児童虐待に相当する。
- (オ) 子ども虐待対応の手引きでは、虐待であるかどうかの判断は、「保護者の意図の如何によらず、子どもの立場から、子どもの安全と健全な育成が図られているかどうかに着目して判断すべき」とされ、審査請求人の「意見の行き違いであった」との主張によって、虐待であるか否かを判断することはできない。
- (カ) 本件処分に関して、処分庁は事前に山形県社会福祉審議会に諮問しており、同審議会から「里親の認定及び登録について不相当」との答申を受けている。
- (キ) 審査請求人が主張している離婚訴訟の記録については、行為が児童虐待に当たるか否かを判断するものではない。

イ その他

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 調査審議の経過

令和 2 年 11 月 18 日 審査庁からの諮問の受付

令和 2 年 12 月 3 日 調査審議

5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人の行為が児童虐待（心理的虐待）に相当するという判断について

本件処分は、審査請求人の実子に対する行為が、児童福祉法に定められた養育里親及び養子縁組里親の欠格事由である児童虐待（心理的虐待）に相当するとの判断により行われたものである。

この行為が児童虐待（心理的虐待）に相当するという処分庁の判断は、児童虐待防止法及び子ども虐待対応の手引きに基づき適正に行われたものであり、また山形県社会福祉審議会の答申においても、審査請求人の里親の認定及び登録について不相当とされているところであり、違法又は不当とは言えない。

(2) その他

本件処分は、処分庁が、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 42 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき調査を行い、山形県里親認定登録取扱要綱（平成 28 年 3 月 31 日付け子家第 1376 号）第 4 条に基づき山形県社会福祉審議会へ諮問を行い、その答申を踏まえて行われたものであり、手続上も違法な

点は認められない。

また、審理員の審理手続においても、違法な点は認められない。

(3) 結論

以上のとおりであることから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

石 澤 義 久

津 川 恵美子

渡 辺 麻 里